

岐阜市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客 自動車運送事業用自動車等の 範囲	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車が道路又は交 通の状況により支障がないも のとなるようにするため必要 と認める事項	合意状況
鏡島精華 2 丁目 精華西	岐阜市鏡島精華 1 丁目 3 番地	岐阜県教育委員会が所有し、 長良特別支援学校及び岐阜希 望が丘特別支援学校が委託契 約した、在籍児童生徒の通学 用のスクールバスに限る	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係 る運行時間内に限るものとす る。	令和 5 年 2 月 16 日 関係者により合意